

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局固定資産事務取扱規程による帳票その他の書類の様式（昭和62年4月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第12号様式（第24条関係） 行政財産使用許可書 (略) 付記 1 <u>審査請求について</u> <u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。</u> <u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u> <u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u> (1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u> (2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u> (3) <u>ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u> <u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起</u></p>	<p>第12号様式（第24条関係） 行政財産使用許可書 (略) 付記 1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県企業局長に異議申立てをすることができます。また、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。（ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、審査請求をすることができます。</u> <u>(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。</u> <u>(2) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。）</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内、処分についての審査請求も行った場合は当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては新潟県企業管理者が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

<u>することが認められる場合があります。</u>	
---------------------------	--